

新しいタイプの商標の審査基準の整備

— 商標審査基準ワーキングでの検討 —

平成26年7月29日

特許庁 審査業務部 商標課審査基準室長

木村 一弘

1. 商標審査基準ワーキンググループ
2. 商標審査基準の整備
3. 商標審査基準改訂の方向
4. 出願手続の整備
5. 音商標の登録要件・不登録事由
6. 今後の予定

1. 商標審査基準ワーキンググループ

委員（敬称略、50音順）

池田 俊彦 日本知的財産協会商標委員会 委員長 住友スリーエム株式会社 弁理士

小川 宗一 日本大学大学院知的財産研究科 教授

加藤ちあき 日本弁理士会執行理事 中村合同特許法律事務所 弁理士

○ 小塚莊一郎 学習院大学法学部 教授

田中 昌利 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

外川 英明 中央大学法学部特任教授 弁理士

林 いづみ 日本弁護士連合会 永代総合法律事務所 弁護士

本多 敬子 日本商標協会 本多国際特許事務所 弁理士

2. 商標審査基準の整備

1. 制度改正に伴う検討事項

(1)新しいタイプの商標の保護の導入

- ①商標の特定方法
- ②登録要件、不登録事由
- ③商標の類否

(2)商標制度における地域ブランド保護の拡充

①地域団体商標の登録主体について

商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人(NPO法人)並びにこれらに相当する外国の法人を、新たに地域団体商標の登録主体として認めることに伴い、商標審査基準を整備。

②地域団体商標の周知性について

地域団体商標の構成、その商品・役務の種類、その商品・役務の取引慣行、取引者・需要者層、地域の実情等をより考慮した上で、周知性の判断を行うことができるよう、商標審査基準を整備。

(3)パリ条約第6条の3への対応の在り方

2. 既存の商標審査基準の見直し

ユーザーへの内容のわかりやすさ・明確化等の観点から、既存の商標審査基準の見直しを継続的に行う。

3.商標審査基準改訂の方向

●新しいタイプの商標の導入に伴う審査基準改訂事項と法令の対応表

			商標法	施行令	施行規則	審査基準	改定内容	
出願	(1) 出願方法	タイプの記載	新5条2項	—	●	5条	<ul style="list-style-type: none"> それぞれのタイプの出願であることが認められる例と認められない例につき、具体例を示す。 タイプの記載、商標登録を受けようとする商標、物件に齟齬がある場合(タイプの記載が「音商標」であるにも関わらず、商標見本が「位置」の場合等)の取扱いについて明示する。 	
		商標登録を受けようとする商標	5条1項	—	●	5条		
		詳細な説明(任意記載)	新5条4項	—	●	5条		
		物件(音源データ)	新5条4項	—	●	5条		
		齟齬がある場合	3条1項柱 新5条5項	—	—	3条1項柱 5条		
審査	(2) 識別力に係る登録要件	特徴	新3条1項3号	—	—	3条1項3号	<ul style="list-style-type: none"> タイプの特性に応じた識別性の考え方及び具体例を示す。 3条1項3号に新たに規定された「その他の特徴」について、どのようなものが該当するのかを明示する。 使用による識別性を認めるための証拠方法について、タイプに応じた特有のものについて記載する(例:テレビCMが記録されたDVD等)。 	
		簡単かつありふれた	3条1項5号	—	—	3条1項5号		
		識別できない	3条1項6号	—	—	3条1項6号		
		使用による識別性	3条2項	—	—	3条2項		
	(3) 不登録事由	当然備える特徴	新4条1項18号	●	—	4条1項18号	<ul style="list-style-type: none"> 4条1項18号に新たに規定された「当然に備える特徴」について、どのようなものが該当するのかを明示する。 	
		他人の先願	4条1項11号	—	—	4条1項11号	<ul style="list-style-type: none"> タイプの特性に応じた類否の考え方及び具体例を示す。 	
		公序良俗	4条1項7号	—	—	4条1項7号	<ul style="list-style-type: none"> 公益的な音(紛らわしい音を含む。)とは、どのような音を指すのか、具体例を示す。 「紛らわしい音」とはどのような音か、4-1-11における類似の考え方の差異を示す。 	
	マドリッド	願書の記載	詳細な説明	新68条の9第2項	—	●	68条	—

●は、今後整備される施行令及び施行規則

4. 出願手続の整備

- 「新しい商標」については、出願に際し、
 - ・ タイプについての意思表示の記載
 - ・ 商標に関する詳細な説明の記載
 - ・ 物件（「音」の商標であればその音を記録したCD等を想定）の提出
- 商標の詳細な説明の記載や所定の物件は、その商標の内容を特定するものでなければならず、要件を満たさない出願については拒絶の対象となる。

願書の記載事項等

	願書			
	タイプの記載	商標見本 (商標記載欄)	商標の詳細な 説明	物件
動き	要	要	要	不要
ホログラム	要	要	要	不要
輪郭のない色彩	要	要（色彩/位置を特定）	要	不要
位置	要	要	要	不要
音	要	要（楽譜/文章）	任意	要

5. 音商標の登録要件・不登録事由(1)

原則として識別力が認められない例

(1) 商品又は役務の特徴としての音 (第3条第1項第3号)

①商品又は役務から自然発生的に生ずる音又は商品又は役務にとって必須の音

(例) 商標「シュワシュワ (泡のはじける音)」、商品「炭酸飲料」

商標「シュー (スプレー音)」、商品「スプレー式殺虫剤」

②商品又は役務にとって必須の音ではないが、その市場において商品又は役務に通常使用される音

(例) 商標「発車の際に流れるメロディ」、役務「鉄道による輸送」

(2) 極めて簡単で、かつ、ありふれた音 (第3条第1項第5号)

①単音及びこれに準じるような極めて単純な音

(3) その他自他商品役務の識別力が認められない音 (第3条第1項第6号)

①商品又は役務の取引に際して普通に用いられている音

(例) 「石焼き芋の売り声」、「夜鳴きそばのチャルメラの音」

②自然音を認識させる音、ゲーム機器に使用される電子音等

(例) 「ゴロゴロゴロ (雷の鳴る音)」、「ピコピコ (電子音)」

③クラシック音楽や歌謡曲を認識させる楽曲

需要者がクラシック音楽や歌謡曲であると認識するような音 (楽曲) については、商標とは認識されないため、識別力を有しないのではないか。

5. 音商標の登録要件・不登録事由(2)

(1) 言語的要素を含む音商標の要部観察に関する基本的な考え方

言語的要素をメロディにのせるような音商標の類否の検討においては、全体観察を基本とし、言語的要素又はメロディ等の要素のそれぞれを要部として観察することも可能。要部の抽出については、言語的要素又はメロディといった音の要素の識別力の強弱等によって、その捉え方が異なるのではないか。

(2) 言語的要素を含む音商標と含まない音商標の類否について

例

音商標「おいしい」(識別力のあるメロディ) ≡ 音商標「識別力のあるメロディのみ」

※両商標のメロディは同一のものとする。

(3) 言語的要素を含む音商標と文字商標の類否について

例

音商標「ジェーピーオー」(識別力のないメロディ) ≡ 文字商標「JPO」

音商標「ジェイピーオー」(識別力のあるメロディ) ≠ 文字商標「JPO」

(4) 言語的要素を含む音商標間の類否について

例

音商標「ジェイピーオー」(識別力のないメロディ) ≠ 音商標「エービーシー」(識別力のないメロディ)

※両商標のメロディは同一のものとする。

- (1) 輪郭のない色彩、位置、ホログラム、動きの商標について、登録要件・不登録事由について審議
- (2) 関連する省令の整備とともに、改訂商標審査基準案の策定
- (3) 商標審査基準案の留意点
 - ・ 国際的なハーモナイゼーションの観点
 - ・ 明確性、予見可能性が高い審査基準